

# 国分寺市自治基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 参加と協働（第4条 - 第11条）

第4章 情報の共有等（第12条 - 第15条）

第5章 執行機関の役割と責務（第16条 - 第21条）

第6章 市政運営（第22条 - 第30条）

第7章 最高規範（第31条）

第8章 委任（第32条）

### 附則

## 二重下線部分が修正箇所

私たちのまち国分寺は、<sup>がい</sup>国分寺崖線や<sup>ゆう</sup>湧水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。私たちは、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化など様々な分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。

私たちは、地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民自治の基本であり、国分寺市が自主性、自立性を高めることが地方主権を確立するために不可欠であると考えています。

私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創られてきたものであることを認識し、日本国憲法に基づいて、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立し、地方自治の本旨を国分寺市において実現するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、国分寺市（以下「市」といいます。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加、協働、情報の共有等の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とします。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。
- (2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。
- (3) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。
- (4) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。
- (5) 協働 市民及び事業者等（以下「市民等」といいます。）と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。

### 第2章 基本理念

#### （基本理念）

第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します。

### 第3章 参加と協働

#### (参加の権利)

第4条 市民は、年齢、性別等にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。

#### (参加と協働における市民等の責務)

第5条 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つとともに、互いの意見を尊重するように努めます。

#### (参加と協働の推進)

第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。

- (1) 基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画（以下「基本構想及び基本計画等」といいます。）の策定
- (2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃（地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。）
- (3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入
- (4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定

#### (参加と協働の方法)

第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。

- (1) 市の附属機関への委員としての参加
- (2) 公聴会、説明会、懇談会等への参加
- (3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加
- (4) パブリック・コメントへの参加
- (5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加

2 市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。

#### (参加と協働における不利益取扱いの禁止)

第8条 市民等は、参加又は協働をすること又はしないことによって不利益な取扱いを受けることはありません。

#### (協働のための基盤整備)

第9条 市は、協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティ等に対して、その自主性を尊重しつつ、公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとします。

#### (地域コミュニティ)

第10条 市民等は、地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。

#### (住民投票)

第11条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定めます。

### 第4章 情報の共有等

#### (情報公開)

第12条 市民等は、市が保有する公文書の公開を求める権利を有します。

2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、市が保有する公文書その他の情報の公開を総合的に推進しなければなりません。

#### (説明責任)

第13条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。

(情報の共有)

第14条 市は、市民自治の理念を実現するため、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければなりません。

(個人情報の保護)

第15条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、保管及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。

2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止を求める権利を有します。

3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況を調査し、原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければなりません。

## 第5章 執行機関の役割と責務

(市長の責務)

第16条 市長は、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則を遵守して市政を推進しなければなりません。

2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければなりません。

(市長等の就任時の宣誓)

第17条 市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行することを市民に宣誓しなければなりません。

2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。

(行政委員会の責務と委員の選任)

第18条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。

2 市長は、教育委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

(教育委員会の役割と責務)

第19条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実を図るとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。

(附属機関の委員の選任)

第20条 附属機関の委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

(職員の責務)

第21条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。

## 第6章 市政運営

(市政運営の基本原則)

第22条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければなりません。

(計画的市政運営)

第23条 市は、基本構想及び基本計画等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければなりません。

(財政運営)

第24条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想及び基本計画等に基づき、行政評価

の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。

- 2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければなりません。

(組織編成)

第25条 市は、市民等にわかりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織を編成しなければなりません。

(行政評価)

第26条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。

- 2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編成、組織編成等に反映させなければなりません。

(意見、要望及び苦情への対応)

第27条 市は、市民等からの意見、要望及び苦情を受けたときは、速やかに調査し、責任をもって応答することにより、市民等の権利及び利益の擁護に努めなければなりません。

- 2 市は、市民等の権利及び利益の擁護のため、オンブズパーソンを設置します。

(公益の損失の防止)

第28条 市は、市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、公正性と市民等の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければなりません。

(国及び他の自治体との関係)

第29条 市は、他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため、連携、協調及び交流に努めなければなりません。

- 2 市は、国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努め、必要に応じて自治基盤の確立に向けた国等への働きかけを行うよう努めなければなりません。

(外国人の支援及び国際交流の推進)

第30条 市は、市内の外国人が安心して生活できるよう支援に努めるものとします。

- 2 市は、市民等とともに国際交流の推進に努めるものとします。

## 第7章 最高規範

(最高規範性等)

第31条 この条例は、市の定める最高規範であり、市は、条例等を制定改廃するに当たっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。

- 2 市は、市に関する事案について法令を解釈し、又は運用するに当たっては、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて、主体的に判断するよう努めなければなりません。

3 市は、社会状況の変化及び市民自治の確立に向けた取組状況を勘案し、この条例の見直しを行うものとします。

## 第8章 委任

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて規定されたものとみなします。この場合において、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。

国分寺市自治基本条例案修正新旧対照表

修正前（現案）	修正後（修正案）
<p style="text-align: center;">国分寺市自治基本条例</p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 6 月 27 日提案</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 基本理念（第 3 条）</p> <p>第 3 章 参加と協働</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 <u>参加と協働（第 4 条 - 第 10 条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 <u>住民投票（第 11 条）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節 <u>自治推進市民委員会（第 12 条・第 13 条）</u></p> <p>第 4 章 情報の共有等（<u>第 14 条 - 第 17 条</u>）</p> <p>第 5 章 執行機関の役割と責務（<u>第 18 条 - 第 23 条</u>）</p> <p>第 6 章 市政運営（<u>第 24 条 - 第 32 条</u>）</p> <p>第 7 章 最高規範（<u>第 33 条</u>）</p> <p>第 8 章 委任（<u>第 34 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>私たちのまち国分寺は、国分寺崖（がい）線や湧（ゆう）水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。<u>そして</u>、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化など様々な分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。</p> <p>私たちは、地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民</p>	<p style="text-align: center;">国分寺市自治基本条例</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年 9 月 26 日提案</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 基本理念（第 3 条）</p> <p>第 3 章 参加と協働（<u>第 4 条 - 第 11 条</u>）</p> <p>第 4 章 情報の共有等（<u>第 12 条 - 第 15 条</u>）</p> <p>第 5 章 執行機関の役割と責務（<u>第 16 条 - 第 21 条</u>）</p> <p>第 6 章 市政運営（<u>第 22 条 - 第 30 条</u>）</p> <p>第 7 章 最高規範（<u>第 31 条</u>）</p> <p>第 8 章 委任（<u>第 32 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>私たちのまち国分寺は、国分寺崖（がい）線や湧（ゆう）水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。<u>私たちは</u>、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化など様々な分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。</p> <p>私たちは、地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民</p>

自治の基本であり，国分寺市が自主性，自立性を高めることが地方主権を確立するために不可欠であると考えています。

私たちは，市民が主権者であり，国分寺市は，市民の信託によって創(つく)られてきたものであることを認識し，平和を希求し，人権を尊重し，男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し，情報の共有，参加と協働を通じ，真の市民自治を確立するため，ここに，国分寺市の最高規範として，自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は，国分寺市（以下「市」といいます。）における自治の基本理念を明らかにするとともに，参加，協働，情報の共有等の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより，市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。
- (2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者，学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。
- (3) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。
- (4) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため，政策の立案，実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。
- (5) 協働 市民及び事業者等（以下「市民等」といいます。）と市が対等の立場で能力を分かち合い，共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。

## 第2章 基本理念

自治の基本であり，国分寺市が自主性，自立性を高めることが地方主権を確立するために不可欠であると考えています。

私たちは，市民が主権者であり，国分寺市は，市民の信託によって創(つく)られてきたものであることを認識し，日本国憲法に基づいて，平和を希求し，人権を尊重し，男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し，情報の共有，参加と協働を通じ，真の市民自治を確立し，地方自治の本旨を国分寺市において実現するため，ここに，国分寺市の最高規範として，自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は，国分寺市（以下「市」といいます。）における自治の基本理念を明らかにするとともに，参加，協働，情報の共有等の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより，市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。
- (2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者，学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。
- (3) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。
- (4) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため，政策の立案，実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。
- (5) 協働 市民及び事業者等（以下「市民等」といいます。）と市が対等の立場で能力を分かち合い，共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。

## 第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します。

### 第3章 参加と協働

#### 第1節 参加と協働

(参加の権利)

第4条 市民は、年齢及び性別にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。

(参加と協働における市民等の責務)

第5条 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つように努めます。

(参加と協働の推進)

第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。

(1) 基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画(以下「基本構想及び基本計画等」といいます。)の策定

(2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃(地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。)

(3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入

(4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定

(参加と協働の方法)

第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。

(基本理念)

第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します。

### 第3章 参加と協働

(参加の権利)

第4条 市民は、年齢、性別等にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。

(参加と協働における市民等の責務)

第5条 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つとともに、互いの意見を尊重するように努めます。

(参加と協働の推進)

第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。

(1) 基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画(以下「基本構想及び基本計画等」といいます。)の策定

(2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃(地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。)

(3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入

(4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定

(参加と協働の方法)

第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。

- (1) 市の附属機関への委員としての参加
- (2) 公聴会，説明会，懇談会等への参加
- (3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加
- (4) パブリック・コメントへの参加
- (5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加

2 市は，前条に定める協働の推進に当たり，市民活動団体，地域コミュニティ等との連携を図ります。

（参加と協働における不利益取扱いの禁止）

第8条 市民等は，参加又は協働をすること又はしないことによって不利益な取扱いを受けることはありません。

（協働のための基盤整備）

第9条 市は，協働の推進に当たり，多様で開かれた場又は機会の創設，拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに，市民活動団体，地域コミュニティ等に対して，その自主性を尊重しつつ，公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとします。

（地域コミュニティ）

第10条 市民等は，地域福祉の増進，子どもの健やかな成長等地域の課題を地域で解決し，安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し，地域コミュニティづくりに努めます。

### 第2節 住民投票

（住民投票）

第11条 市長は，市政に関する重要事項について，広く住民の意思を確認するため，住民投票を実施することができます。

2 市長は，住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票に付すべき事項，参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は，条例で別に定めます。

### 第3節 自治推進市民委員会

- (1) 市の附属機関への委員としての参加
- (2) 公聴会，説明会，懇談会等への参加
- (3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加
- (4) パブリック・コメントへの参加
- (5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加

2 市は，前条に定める協働の推進に当たり，市民活動団体，地域コミュニティ等との連携を図ります。

（参加と協働における不利益取扱いの禁止）

第8条 市民等は，参加又は協働をすること又はしないことによって不利益な取扱いを受けることはありません。

（協働のための基盤整備）

第9条 市は，協働の推進に当たり，多様で開かれた場又は機会の創設，拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに，市民活動団体，地域コミュニティ等に対して，その自主性を尊重しつつ，公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとします。

（地域コミュニティ）

第10条 市民等は，地域の課題を地域で解決し，安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し，地域コミュニティづくりに努めます。

（住民投票）

第11条 市長は，市政に関する重要事項について，広く住民の意思を確認するため，住民投票を実施することができます。

2 市長は，住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票に付すべき事項，参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は，条例で別に定めます。



(自治推進市民委員会の設置及び組織)

第12条 この条例による自治の推進を図るため、市長の附属機関として国分寺市自治推進市民委員会(以下この条及び次条において「委員会」といいます。)を置きます。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用、改正等に関する事項について審議し、答申するほか、市長に対し建議することができます。

3 市長は、委員会の答申及び建議を尊重しなければなりません。

4 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者から市長が委嘱します。

(1) 公募により選出された市民 4人以内

(2) 市内の公共的団体の代表者 4人以内

(3) 識見を有する者 2人以内

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理します。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

(委員会の会議等)

第13条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となります。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによります。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を

求めることができます。

5 委員会の会議は、公開します。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成 11 年条例第 26 号）第 5 条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができます。

6 委員会の庶務は、政策部政策経営課において処理します。

#### 第 4 章 情報の共有等

（情報の共有）

第 14 条 市は、参加及び協働を推進するため、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければなりません。

（情報公開）

第 15 条 市民等は、市が保有する情報の公開を求める権利を有します。

2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報公開を総合的に推進しなければなりません。

（説明責任）

第 16 条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。

（個人情報の保護）

第 17 条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、保管及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。

2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止を求める権利を有します。

3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況を調査し、原因を究明する

#### 第 4 章 情報の共有等

（情報公開）

第 12 条 市民等は、市が保有する公文書の公開を求める権利を有します。

2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、市が保有する公文書その他の情報の公開を総合的に推進しなければなりません。

（説明責任）

第 13 条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。

（情報の共有）

第 14 条 市は、市民自治の理念を実現するため、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければなりません。

（個人情報の保護）

第 15 条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、保管及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。

2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止を求める権利を有します。

3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況を調査し、原因を究明する

とともに、必要な措置を講じなければなりません。

#### 第5章 執行機関の役割と責務

##### (市長の責務)

第18条 市長は、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則を遵守して市政を推進しなければなりません。

2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければなりません。

##### (市長等の就任時の宣誓)

第19条 市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行することを市民に宣誓しなければなりません。

2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。

##### (行政委員会の役割と責務)

第20条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。

2 市長は、教育委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

##### (教育委員会の役割と責務)

第21条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実を図るとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。

##### (附属機関の委員の選任)

第22条 附属機関の委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

とともに、必要な措置を講じなければなりません。

#### 第5章 執行機関の役割と責務

##### (市長の責務)

第16条 市長は、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則を遵守して市政を推進しなければなりません。

2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければなりません。

##### (市長等の就任時の宣誓)

第17条 市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行することを市民に宣誓しなければなりません。

2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。

##### (行政委員会の責務と委員の選任)

第18条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。

2 市長は、教育委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

##### (教育委員会の役割と責務)

第19条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実を図るとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。

##### (附属機関の委員の選任)

第20条 附属機関の委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。

( 職員の責務 )

第 23 条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。

第 6 章 市政運営

( 市政運営の基本原則 )

第 24 条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければなりません。

( 計画的市政運営 )

第 25 条 市は、基本構想及び基本計画等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければなりません。

( 財政運営 )

第 26 条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想及び基本計画等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければなりません。

( 組織編成 )

第 27 条 市は、市民等にわかりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織を編成しなければなりません。

( 行政評価 )

第 28 条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。

2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編

( 職員の責務 )

第 21 条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。

第 6 章 市政運営

( 市政運営の基本原則 )

第 22 条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければなりません。

( 計画的市政運営 )

第 23 条 市は、基本構想及び基本計画等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければなりません。

( 財政運営 )

第 24 条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想及び基本計画等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければなりません。

( 組織編成 )

第 25 条 市は、市民等にわかりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織を編成しなければなりません。

( 行政評価 )

第 26 条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。

2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編

成，組織編成等に反映させなければなりません。

（意見，要望及び苦情への対応）

第29条 市は，市民等からの意見，要望及び苦情を受けたときは，速やかに調査し，責任をもって応答することにより，市民等の権利及び利益の擁護に努めなければなりません。

2 市は，市民等の権利及び利益の擁護のため，オンブズパーソンを設置します。

（公益の損失の防止）

第30条 市は，市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し，市民等の信頼を確保するため，必要な措置を講じなければなりません。

（国及び他の自治体との関係）

第31条 市は，他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため，連携，協調及び交流に努めなければなりません。

2 市は，国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ，それぞれの役割について相互理解と連携に努めなければなりません。

（国際化への対応）

第32条 市は，市内の外国人が安心して生活できるよう支援に努めるものとしします。

2 市は，市民等とともに国際交流の推進に努めるものとしします。

#### 第7章 最高規範

（最高規範）

第33条 この条例は，市の定める最高規範であり，市は，条例等を制定改廃するに当たっては，この条例の基本理念を尊重しなければなりません。

2 市は，市に関する事案について法令を解釈し，又は運用するに当たっては，地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて，主体的に判

成，組織編成等に反映させなければなりません。

（意見，要望及び苦情への対応）

第27条 市は，市民等からの意見，要望及び苦情を受けたときは，速やかに調査し，責任をもって応答することにより，市民等の権利及び利益の擁護に努めなければなりません。

2 市は，市民等の権利及び利益の擁護のため，オンブズパーソンを設置します。

（公益の損失の防止）

第28条 市は，市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し，公正性と市民等の信頼を確保するため，必要な措置を講じなければなりません。

（国及び他の自治体との関係）

第29条 市は，他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため，連携，協調及び交流に努めなければなりません。

2 市は，国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ，それぞれの役割について相互理解と連携に努め，必要に応じて自治基盤の確立に向けた国等への働きかけを行うよう努めなければなりません。

（外国人の支援及び国際交流の推進）

第30条 市は，市内の外国人が安心して生活できるよう支援に努めるものとしします。

2 市は，市民等とともに国際交流の推進に努めるものとしします。

#### 第7章 最高規範

（最高規範性等）

第31条 この条例は，市の定める最高規範であり，市は，条例等を制定改廃するに当たっては，この条例の基本理念を尊重しなければなりません。

2 市は，市に関する事案について法令を解釈し，又は運用するに当たっては，地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて，主体的に判

断するよう努めなければなりません。

## 第 8 章 委任

(委任)

第 34 条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて規定されたものとみなします。この場合において、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。

断するよう努めなければなりません。

3 市は、社会状況の変化及び市民自治の確立に向けた取組状況を勘案し、この条例の見直しを行うものとします。

## 第 8 章 委任

(委任)

第 32 条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて規定されたものとみなします。この場合において、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。